

## 出席停止について

下記の感染症は、「学校において予防すべき感染症(学校感染症)」とされています。そのため、お子さんが医師より下記の感染症と診断された場合、出席停止の扱いになります。医師の登校許可が出るまでは登校せず、ご家庭にて療養されますようお願いいたします。

登校許可がでましたら、『出席停止解除願』を保護者が記入し、登校時に学級担任に提出してください。

	病名	出席停止の期間
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳※	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)※	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎※ (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)※	発疹が消えるまで
	水痘(みずぼうそう)※	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)※	主要症状がなくなり2日を経過するまで
	結核	伝染のおそれがないと医師が認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎※	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎※、 急性出血性結膜炎※	症状において出席停止の必要性を医師が判断し、伝染のおそれがないと医師が認めるまで
	溶連菌感染症※	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎※	A・E型:肝機能正常化後登校可能 B・C型:出席停止不要
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身症状が良ければ登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共有を避ける)
	伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート版の共有は避ける)
前線性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)	

※印の付いている上記11の感染症は、『登校許可証』(医師の記入が必要な書類)の提出が必要となります。

なお、この証明の発行手数料は、町田市と町田市医師会との契約により、公費負担になります。

# 出席停止解除願

町田市立忠生中学校長 様

生徒氏名	年 組 番 氏名
病名	
発症日	令和 年 月 日
療養期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受診していた医療機関	医療機関名 _____  電話 ( ) _____

上記の病気のため出席停止となっておりますが、医師の診断により登校可能と診断されましたので、出席停止の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名  
\_\_\_\_\_